

「大分県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）素案」 に対する県民意見の募集の結果について

平成25年12月2日

県議会では、平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間、「大分県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）素案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、「政策検討協議会」において条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する協議会の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、2,078人の皆様から延べ3,191件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

条例素案の条項	ご意見・ご提案の概要	政策検討協議会の考え方
全体	<p>歯科疾患の予防は生活習慣病など全身の健康状態に寄与し、県民の口腔衛生による健康づくりに役立つ。歯科保健の充実は健康管理に重要である。</p>	<p>本条例の制定を契機として、県民の歯と口腔の健康づくりが一層推進されるよう、条例制定を目指します。</p>
	<p>条例に賛成である。条例成立を期待する。</p> <p>フッ化物洗口を推進しているこの条例の早期成立を期待する。</p> <p>歯科疾患に悩む方が一人でも少なくなる社会にして欲しい。</p>	
	<p>フッ化物洗口などの不安を感じるこの条例は導入すべきではない。</p>	<p>本条例は、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的として制定することとしています。</p> <p>虫歯予防に対するフッ化物の利用は、全身・局所応用いずれも適切な方法であれば有効かつ安全であることが、WHO（世界保健機関）をはじめ国内外の専門機関で確認されており、引続き正しい情報の普及に努める必要があります。</p>
第3条	<p>歯科健診の空白地帯となっている現役世代の健診制度を確立願いたい。</p> <p>公的な健康診断に歯科健診を入れて欲しい。</p>	<p>本条例の第3条では、全ての県民が生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービス等を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない旨を規定しています。具体的対応については、今後の施策展開において検討されます。</p>
第9条	<p>歯と口の健康について、県民の努力義務は、時代錯誤ではないか。</p>	<p>県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むとともに個人の健康づくりを社会全体で支援する「ヘルスプロモーション」の考えに基づき、県民自らが取り組む必要性から「県民の役割」として規定したものです。</p>
第10条 附 則	<p>大分県歯科口腔保健計画（新・歯ッスル大分8020改訂版）の内容については、本県の虫歯が多い原因分析がない、フッ化物洗口に頼る方針を強く打ち出している、など不十分な内容であり、見直すべきである。また、計画策定にあたり、県民の声による批判検討を受けていない。計画のために条例を定めることは本末転倒である。</p>	<p>本条例は、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的として制定することとしております。</p> <p>大分県歯科口腔保健計画（新・歯ッスル大分8020改訂版）につきましては、平成25年1月11日～平成25年2月12日までパブリックコメントを実施した上で、決定されております。</p>
第11条	総論	<p>虫歯は自然治癒しない病気である。子どもの歯磨きなどの虫歯予防対策が大切である。</p> <p>虫歯予防には、正しい食習慣の確立など生活習慣病予防対策とともに、幼児期及び学齢期におけるフッ化物洗口等科学的根拠に基づく対策が重要と考え、第5項、第6項に規定したところ です。</p>

条例素案の条項	ご意見・ご提案の概要	政策検討協議会の考え方
総論	<p>目的や基本理念に賛同する。高齢者も健康な歯でおいしく食事がしたいと考える。そのために、虫歯、歯槽膿漏など口腔疾患の検診や保健指導が十分なのか。県民の意識はどうか。</p>	<p>80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことが重要と考え、8020運動の普及啓発（第11条第4項）や、「いい歯の日」や「大分いい歯の8020推進月間」を定めております（第13条）。このような規定を設ける本条例が制定されることで、県民の意識向上にもつながるものと考えております。</p>
	<p>「科学的根拠に基づく虫歯予防」「歯周疾患予防」は表現が堅い気がする。</p>	<p>虫歯予防の科学的根拠の具体例としてフッ化物洗口を、また、歯周疾患の予防等対策の科学的根拠の具体例として歯磨きを記載するなど、より多くの県民に分かりやすく記載したところ です。</p>
	<p>県民の口腔の健康づくりのため、県民の税金を納得のいく使い方をしてもらいたい。</p>	<p>県議会として県民の意思が反映され、適切かつ効率的な予算執行がなされるように審査・監視をしていきます。</p>
	<p>口腔ケアや歯ブラシの使い方を指導してもらいたい。</p>	<p>具体的対応については、今後の施策展開において検討されます。</p>
	<p>特定の医療行為の奨励は、自己決定権を侵害するため、条例に相応しくない。</p>	<p>基本施策の推進における項目は、科学的根拠に基づく歯科保健対策として例示しており、具体的対応については、今後の施策展開において検討されます。</p>
	<p>食育・食生活改善・ブラッシングなどを充実させるべきである。</p>	<p>虫歯予防には、正しい食習慣の確立など生活習慣病予防の視点も大切であると考え、本条例案では、第11条第5項で「歯科口腔保健の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病予防対策」の推進を掲げています。具体的対応については、今後の施策展開において検討されます。</p>
第11条	<p>フッ化物洗口等に賛成である。</p>	<p>虫歯予防には、正しい食習慣の確立など生活習慣病予防の視点も大切であると考え、条例素案では、第11条第5項で「歯科口腔保健の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病予防対策」の推進を掲げています。その上で、幼児期・学齢期の虫歯予防対策（第6項）、歯周疾患の予防等の対策（第7項）、障がい者（児）の歯科医療等の対策（第8項）、介護を要する高齢者の歯科医療等の対策（第9項）などを推進する規定を盛り込んでいるところです。科学的根拠に基づく虫歯予防対策の一例として、幼児期・学齢期におけるフッ化物洗口を例示して規定しています。虫歯予防に対するフッ化物の利用は、全身・局所応用いずれも適切な方法であれば有効かつ安全であることが、WHO（世界保健機関）をはじめ国内外の専門機関で確認されています。厚生労働省も「フッ化物洗口ガイドライン」を定めており、それにはフッ化物洗口の安全性及びその実施方法も記されています。フッ化物洗口の実施に際しては本人、保護者に方法、効果、安全性等について十分に説明し、同意を得て実施すること等も記載されております。実施する機関に対して、本人、保護者に不安を抱かせないよう、十分な説明と同意について配慮を求めることとしています。また、歯周疾患の予防等の対策についても、歯磨き等科学的根拠に基づく対策を推進することとしています。</p>
	<p>フッ化物洗口等の事業を推進してもらいたい。</p>	
	<p>継続的なフッ化物洗口により歯質強化、プラーク付着や虫歯の減少に効果があることは明らかである。有害性はなく、安全である。</p>	
	<p>フッ化物洗口等により、子どもの頃から虫歯予防意識を高められる。</p>	
	<p>小児学童期におけるフッ化物洗口は口腔の健康増進に大きく貢献する。</p>	
	<p>フッ化物洗口の実施により、12歳児の虫歯本数が全国で少ない県になって欲しい。</p>	
	<p>正しい情報を伝えてフッ化物洗口を広めてもらいたい。</p>	
	<p>フッ化物洗口等が医療費の削減につながる。</p>	
	<p>フッ化物洗口の集団応用には、長期的、継続的な実施が確保される利点がある。</p>	
	<p>学校等でのフッ化物洗口等の導入により、虫歯予防ができるなら導入してもらいたい。</p>	
	<p>虫歯は特定の子どものみに偏っているので、学校でのフッ化物洗口は健康格差をなくす手段となる。</p>	
	<p>フッ化物洗口実施すべきだが、保護者の同意は必要である。</p>	
<p>フッ化物洗口の実施を条例に明記してもらいたい。賛同する。</p>		

条例素案の条項	ご意見・ご提案の概要	政策検討協議会の考え方
第11条 第6項	100点満点の施策は難しいが、フッ化物応用はリスクと効果から考えると高得点の施策である。過去の実施状況からも、健康被害は考えにくい。	<p>虫歯予防には、正しい食習慣の確立など生活習慣病予防の視点も大切であると考え、条例素案では、第11条第5項で「歯科口腔保健の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病予防対策」の推進を掲げています。</p> <p>その上で、幼児期・学齢期の虫歯予防対策（第6項）、歯周疾患の予防等の対策（第7項）、障がい者（児）の歯科医療等の対策（第8項）、介護を要する高齢者の歯科医療等の対策（第9項）などを推進する規定を盛り込んでいるところです。</p> <p>科学的根拠に基づく虫歯予防対策の一例として、幼児期・学齢期におけるフッ化物洗口を例示して規定しています。</p> <p>虫歯予防に対するフッ化物の利用は、全身・局所応用いずれも適切な方法であれば有効かつ安全であることが、WHO（世界保健機関）をはじめ国内外の専門機関で確認されています。</p> <p>厚生労働省も「フッ化物洗口ガイドライン」を定めており、それにはフッ化物洗口の安全性及びその実施方法も記されています。フッ化物洗口の実施に際しては本人、保護者に方法、効果、安全性等について十分に説明し、同意を得て実施すること等も記載されています。</p> <p>実施する機関に対して、本人、保護者に不安を抱かせないよう、十分な説明と同意について配慮を求めることとしています。</p> <p>また、歯周疾患の予防等の対策についても、歯磨き等科学的根拠に基づく対策を推進することとしています。</p>
	フッ化物洗口を取り入れ、治療より予防に力を入れるべきである。	
	フッ化物洗口は安全性を確保して実施してもらいたい。	
	フッ化物使用の遅れは、虫歯罹患率の増加など問題である。	
	フッ化物洗口を、乳歯から永久歯に生え変わる時期にこそ実施して虫歯対策してもらいたい。	
	幼稚園等でフッ化物洗口を実施していたので、小学校でもしていただきたい。	
	フッ化物洗口を医療機関で希望者だけが行うと、自己決定権のない児童生徒の予防可能な疾患が、保護者の意識、家庭環境に委ねられてしまう問題がある。	
	フッ化物洗口は歯磨きの苦手な子どもにも有効である。	
	県境では、隣接する県ではフッ化物洗口を実施しているため、地域の差で健康格差が存在する。非常に危惧すべきことである。	
	フッ化物洗口を学校で行う場合は、学校任せにせず、県や歯科医師も連携して実施してもらいたい。	
	希望者にはフッ化物塗布も可能としてももらいたい。	
	学校は教育の場であり医療機関でないので、医療行為であり、薬害や誤飲などの危険性のあるフッ化物洗口は学校で行うべきではない。医療機関で行うべきである。	
	フッ化物ではなく、食育・食生活改善・ブラッシングなどを充実させるべきである。	
	フッ化物洗口を、一方の情報だけで推進せず、「利点・危険性」の情報を示すべきである。インフォームドコンセントを徹底すべきである。	
	学齢期の虫歯予防では、フッ化物は化学物質・薬剤・劇薬であるため、薬害の可能性がある。実施すべきでない。フッ化物洗口に反対である。	
	様々な体質の子どもがいる学校でのフッ化物洗口は事故が起きかねない。	
	フッ化物洗口の項目は削除すべきである。反対である。	
フッ化物洗口の全県実施・実施校の増加を目指すことに慎重になるべきである。		
フッ化物洗口を学校で集団で一律に実施すると強制になるなど問題があるので反対である。		
フッ化物洗口について、人的、物的、施設設備的、時間的に学校現場においてフッ化物洗口が行える状況ではない。		

条例素案の条項		ご意見・ご提案の概要	政策検討協議会の考え方
第11条	第6項	<p>集団でのフッ化物洗口ではなく、虫歯が多い子どもに集中的に対策を施すべきである。</p>	<p>虫歯予防には、正しい食習慣の確立など生活習慣病予防の視点も大切であると考え、条例素案では、第11条第5項で「歯科口腔保健の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病予防対策」の推進を掲げています。</p> <p>その上で、幼児期・学齢期の虫歯予防対策（第6項）、歯周疾患の予防等の対策（第7項）、障がい者（児）の歯科医療等の対策（第8項）、介護を要する高齢者の歯科医療等の対策（第9項）などを推進する規定を盛り込んでいるところです。</p> <p>科学的根拠に基づく虫歯予防対策の一例として、幼児期・学齢期におけるフッ化物洗口を例示して規定しています。</p> <p>虫歯予防に対するフッ化物の利用は、全身・局所応用いずれも適切な方法であれば有効かつ安全であることが、WHO（世界保健機関）をはじめ国内外の専門機関で確認されています。</p> <p>厚生労働省も「フッ化物洗口ガイドライン」を定めており、それにはフッ化物洗口の安全性及びその実施方法も記されています。フッ化物洗口の実施に際しては本人、保護者に方法、効果、安全性等について十分に説明し、同意を得て実施すること等も記載されています。</p> <p>実施する機関に対して、本人、保護者に不安を抱かせないように、十分な説明と同意について配慮を求めることとしています。</p> <p>また、歯周疾患の予防等の対策についても、歯磨き等科学的根拠に基づく対策を推進することとしています。</p>
		<p>フッ化物洗口は安全性が確認できてから導入すべきである。議論を深めるべきである。</p>	
		<p>条例がフッ化物洗口の学校現場への導入に繋がらないようお願いする。</p>	
		<p>フッ化物を利用しなくても、虫歯は2本まで減っており、良い状況である。</p>	
第7項	第7項	<p>歯周病予防のための県の基本施策が歯磨きというセルフケアなのはおかしい。歯周病予防対策には、定期健診や歯石除去を推進すべきである。</p>	<p>歯磨きは、歯周疾患の予防及び進行の抑制のための科学的根拠に基づいた対策となります。具体的対応については、今後の施策展開において検討されます。</p>
		<p>歯を失う原因は、虫歯より歯周病であるから、歯肉炎の知識の普及が大事である。</p>	
		<p>歯垢染色剤を活用したブラッシング指導を取り入れるべきである。</p>	
第8項	第8項	<p>障がい者にもフッ化物洗口などの虫歯予防対策や、歯科治療施設を造るなど、歯科保健に力を入れてもらいたい。</p>	<p>障がい者（児）の歯科医療等については、基本施策の推進として、第8項で定期的な歯科健診の機会の確保及び適切な歯科医療を受けることができるための対策を規定しております。今後の施策展開において検討されます。</p>

大分県議会事務局 政策調査課
 電話 097-506-5033
 電子メール a21000@pref.oita.lg.jp